



託送供給等約款の変更認可申請について

関西電力送配電株式会社

2023年12月20日



- 当社は、「託送供給等に係る収入の見通し」を本年9月29日に経済産業大臣に変更承認申請し、11月24日に「収入上限」として承認を受けました。
- 今回の託送供給等約款（以下「約款」といいます。）の変更認可申請では、国の審議会における整理に基づき、2024年4月より**発電側課金制度を導入することに伴い、当該内容に係る供給条件の設定等を行うとともに、承認を受けた「収入上限」を踏まえ、発電側課金単価の設定および需要側託送料金単価の見直し**を行いました。
- また、国の審議会等における議論内容等を反映すべく、**約款の規定見直し**を行っています。

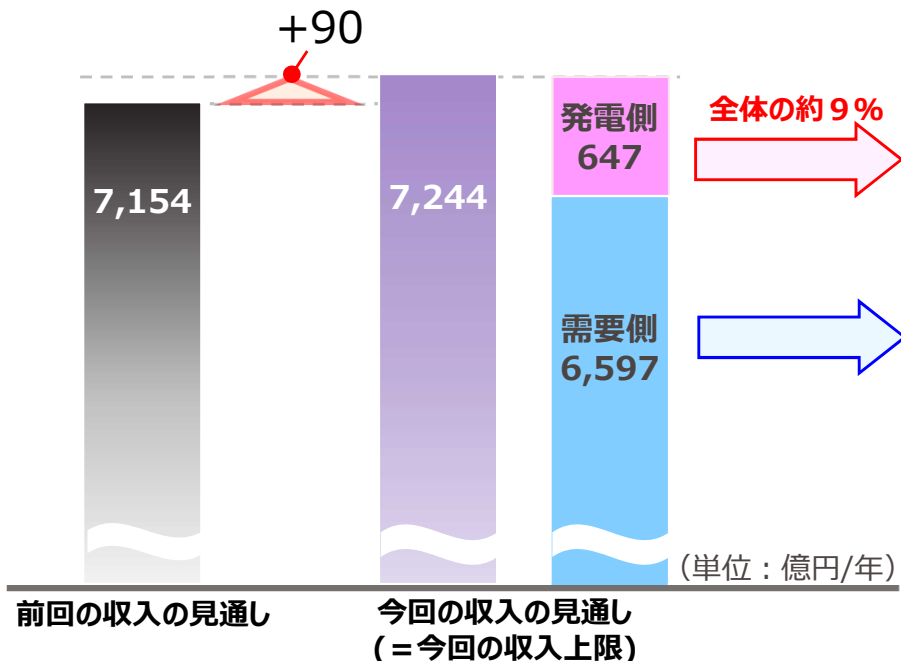
1. 託送料金原価等の見直し (P. 3)	・ 収入上限を基に 、経済産業省令「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」（以下「料金算定規則」といいます。）に基づき、 託送料金原価等の見直し を行いました。
2. 発電側課金単価の設定・ 系統設備効率化割引の 設定 (P. 4)	・ 見直し後の託送料金原価を基に、 発電側課金における基本料金単価と電力量料金単価を設定 しました。また、国の審議会等の整理に基づき、送配電設備の投資効率化および潮流改善に資する電源に対する 系統設備効率化割引を設定 しました。
3. 需要側託送料金単価の 見直し (P. 5、6)	・ 見直し後の託送料金原価を基に、 需要側託送料金メニューごとの基本料金単価と電力量料金単価等を設定 しました。
4. 約款規定の見直し (P. 7)	・ 国の審議会等における議論内容等を反映すべく、発電側課金制度に係る 供給条件の設定等、約款規定の見直し を行いました。

1. 託送料金原価等の見直し

- 本年11月24日に承認を受けた収入上限は、2022年12月に国の承認を受けた収入の見通しについて、その時点では反映ができなかった外生的な費用変動等を期中で反映した結果7,244億円/年となり、前回の収入の見通し7,154億円/年から、約90億円/年増加しました。
- 料金算定規則において、収入上限を託送料金原価に整理し、発電側および需要側の特別高圧・高圧・低圧の3電圧へ配分する方法が規定されており、発電側と需要側への配分ルールに基づき算定した結果、**発電側原価は、647億円/年、需要側原価は、6,597億円/年**となりました。
- また、需要側の電圧別配分ルールに基づき算定した結果、**特別高圧の改定率は▲14.8%、高圧の改定率は▲10.5%、低圧の改定率は▲4.6%**となっています。

■ 発電側総合単価・需要側電圧別平均単価

(単位：円/kWh)



		改定前の単価	今回申請値に基づく単価	差引	改定率
発電側		—	0.57	—	—
需要側	特別高圧	2.38	2.03	▲0.35	▲14.8%
	高 圧	4.85	4.34	▲0.51	▲10.5%
	低 圧	8.20	7.82	▲0.38	▲4.6%

料金算定規則等に基づき、発電側総合単価・需要側電圧別平均単価を算定。

※規制期間のうち、2024～2027年度の4年平均。

※単価は消費税等相当額を除く。

※改定率は、電圧ごとの改定前後の原価差にて算定しています。

2. 発電側課金単価・系統設備効率化割引の設定

- 発電側課金単価は、料金算定規則等に基づき、**基本料金で回収する費用と電力量料金で回収する費用が等しくなるように料金単価を設定**しました。
- また、発電側課金の負担額を軽減する割引として、**基幹系統の投資効率化や送電ロス削減効果に着目した割引 A (3区分)**と、**特別高圧系統の投資効率化効果に着目した割引 B (2区分)**を設定しました。
- なお、発電側課金制度の導入に伴い廃止となる需要地近接性評価割引については、発電側課金制度開始時点で割引の適用を受けている電源に対して、次の割引対象地域の見直しまでの間、引き続き割引対象とする経過措置^(注1)を設定しました。

＜発電側課金単価＞ ※単価は消費税等相当額を含む。

	基本料金単価 (円/kW)	電力量料金単価 (円/kWh)
発電側課金 (系統連系受電 サービス料金)	97.98	0.32

＜割引対象変電所等の約款規定イメージ＞

約款別表2 系統設備効率化割引の対象変電所等

割引区分	割引対象変電所等	箇所数
A-1	信貴変電所	1
A-2	西京都変電所, 南京都変電所……	21
A-3	北摂変電所, 猪名川変電所……	24
B-1	有馬変電所, 城見変電所……	265
B-2	上本町変電所, 岡町変電所……	285

※割引なしを含む変電所等の合計数:928箇所。
※詳細は約款変更認可申請書による。

＜系統設備効率化割引単価＞ ※単価は消費税等相当額を含む。

	割引区分	割引単価 (円/kW)
系統設備 効率化割引	受電電圧が標準電 圧140kVを超える 場合 (A-2・A-3の割 引単価は半額となる。)	A-1 32.19
		A-2 5.78
		A-3 2.89
	上記以外の場合	A-1 32.19
		A-2 11.55
		A-3 5.78
	B-1	60.35
	B-2	21.92

(注1)需要地近接性評価割引の経過措置について

・経過措置期間中は、経過措置対象電源のうち、発電側課金の割引単価がA-2・B-2を下回る電源に対して、割引区分A-2・B-2の割引単価を適用します。
なお、2016年4月1日から暫定的に割引を適用している電源については、2024年4月1日以降の経過措置対象電源から除きます。

3. 需要側託送料金単価の見直し

- レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者として必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化を含む安定供給等を実現させることを目的としており、人口減少や省エネルギーの進展等により、将来の電力需要の減少が想定される中においても、**高度経済成長期に整備した送配電設備の更新や、カーボンニュートラルに資する再エネ電源の導入拡大への対応による送配電ネットワークの増強、設備・運用の高度化等への投資を着実に実施**していく必要があります。
 - これらの投資は、**固定的な費用が大半**であるため、**電力量の増減影響を受けにくい基本料金への反映を基本**としています。**基本料金の割合が高まることで、需要者の皆さまへ効率的な電気の利用^{※1}を促す**ことになり、その結果、**最大電力が抑制され、将来的には当社の送配電設備に係る費用が低減し、低廉な託送料金の実現**につながると考えています。
- ※1 効率的な電気の利用・・・需要者の皆さまが、ご利用される機器の使用時間をずらすことなどで、負荷の平準化を図ること。
- 今回の需要側託送料金の見直しにあたっては、**発電側に配分される原価の減額分を電力量料金単価に反映**することで、**基本料金単価を据え置き、電力量料金単価を値下げ**としました。

<需要側託送料金単価（標準）>

※括弧内は改定前との差。単価は消費税等相当額を含む。

		基本料金単価 (円/kW)	電力量料金単価 (円/kWh)	基本料金収入比率 (%)
需要側託送料金 (標準)	低圧（電灯）	290.40 (±0.00)	7.62 (▲0.45)	11.8 (+0.5)
	低圧（動力）	460.90 (±0.00)	4.69 (▲0.44)	52.7 (+2.2)
	高 圧	663.30 (±0.00)	2.29 (▲0.57)	52.2 (+5.5)
	特別高圧	440.00 (±0.00)	0.84 (▲0.40)	57.4 (+8.5)

需要側託送料金・各電圧の平均月間使用量における改定影響

6

【低圧電灯における需要側託送料金影響（標準接続送電サービス）】（単位：円/kW,円/kWh,円/月）※消費税等相当額を含む。

契約電力 [kW/月]	ひと口あたり 電力量[kWh/口・月]	改定前		今 回	
		基本料金単価	電力量料金単価	基本料金単価	電力量料金単価
		290.40	8.07	290.40(±0.00)	7.62(▲0.45)
6kW以下		託送料金		託送料金（改定前からの変動額）	
300		2,711		2,576（▲135）	

【低圧動力における需要側託送料金影響（標準接続送電サービス）】（単位：円/kW,円/kWh,円/月）※消費税等相当額を含む。

契約電力 [kW/月]	使用量 [kWh/月]	原単位 （稼働時間） [h/月]	改定前		今 回	
			基本料金単価	電力量料金単価	基本料金単価	電力量料金単価
			460.90	5.13	460.90(±0.00)	4.69(▲0.44)
			託送料金		託送料金（改定前からの変動額）	
6			4,920		4,735（▲185）	

【高圧における需要側託送料金影響（標準接続送電サービス）】（単位：円/kW,円/kWh,円/月）※消費税等相当額を含む。

契約電力 [kW/月]	使用量 [kWh/月]	原単位 （稼働時間） [h/月]	改定前		今 回	
			基本料金単価	電力量料金単価	基本料金単価	電力量料金単価
			663.30	2.86	663.30(±0.00)	2.29(▲0.57)
			託送料金		託送料金（改定前からの変動額）	
120			146,306		130,631（▲15,675）	

※力率は100%として算定

【特別高圧における需要側託送料金影響（標準接続送電サービス）】（単位：円/kW,円/kWh,円/月）※消費税等相当額を含む。

契約電力 [kW/月]	使用量 [kWh/月]	原単位 （稼働時間） [h/月]	改定前		今 回	
			基本料金単価	電力量料金単価	基本料金単価	電力量料金単価
			440.00	1.24	440.00(±0.00)	0.84(▲0.40)
			託送料金		託送料金（改定前からの変動額）	
5,000			3,804,400		3,180,400（▲624,000）	

※力率は100%として算定

4. 約款規定の見直し

- 国の審議会等における議論内容等を反映すべく、**発電側課金制度に係る規定の追加等、供給条件に関する約款規定の見直し**を行いました。

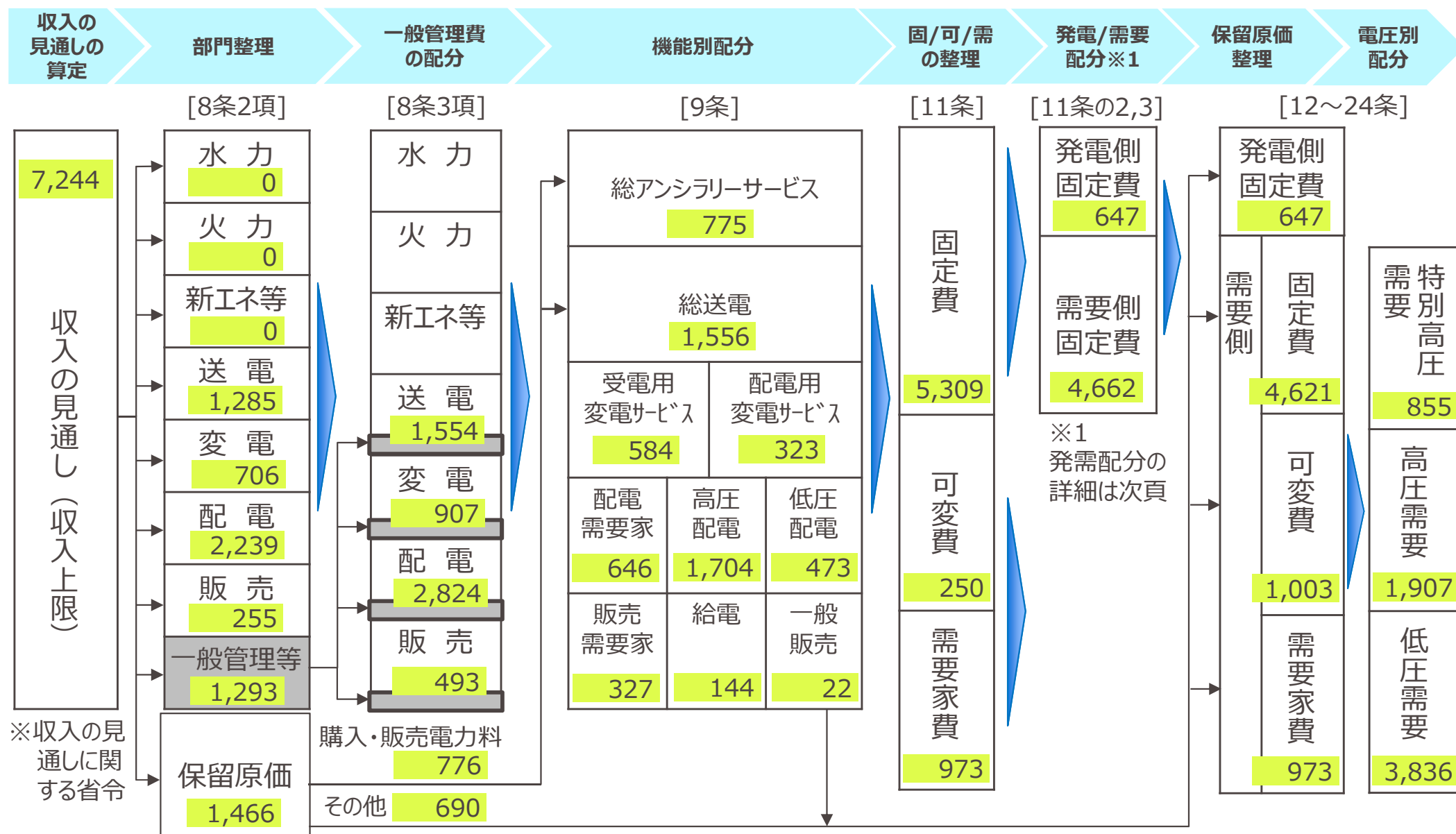
＜主な見直し内容＞

項目	改定内容
発電側課金制度の導入	発電側課金について、発電量調整供給契約の仕組みを活用して料金をお支払いいただくことや発電バランシンググループに属する発電者は原則、発電契約者を通じて料金をお支払いいただくこと等が整理されたため、供給条件に反映するものです。
需要側託送料金における制限中止割引の廃止	制限中止割引とは、自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電など、需要者の電気の使用を制限または中止する場合に基本料金を割り引くものですが、需要側託送料金の制限中止割引を廃止することで相応の業務効率化効果が期待できることを踏まえ、2025年3月31日をもって廃止することとし、それまでの間は経過措置として引き続き当該割引を継続することを供給条件に反映するものです。
一次調整力の機能のみを提供する電源等の扱い	一次調整力を単一調整力として落札した場合には、需給調整市場に関する契約による調整電力量の精算は行わず、約款におけるインバランスに包含して精算すると電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の検討会等で整理されたことから、約款におけるインバランスの算定上、当該電源等を調整電源または調整負荷として扱わない旨を供給条件に反映するものです。
翌々日計画の提出	2024年度から、広域機関における需給注意報発出要否の検討において、翌々日断面の広域予備率の算出が必要であり、各事業者の翌々日計画の提出が求められたことから、当該計画の提出に係る内容を供給条件に反映するものです。
系統連系技術要件の見直し	系統に接続される電源等が従うべき技術要件（グリッドコード）について、自家用電気工作物へのサイバーセキュリティ対策に係る要件の追加や、低圧分散型電源の逆潮流や電圧変動対策に関する要件等が変更されたため、当該内容を約款別冊の系統連系技術要件に反映するものです。

(参考) 費用配賦 (個別原価計算) の概要

- 個別原価計算は、費目ごとに積み上げた総原価をその機能や性質に応じて発電側と需要側の特別高圧・高圧・低圧の需要種別に配賦するプロセスであり、料金算定規則に計算ルールが規定されています。

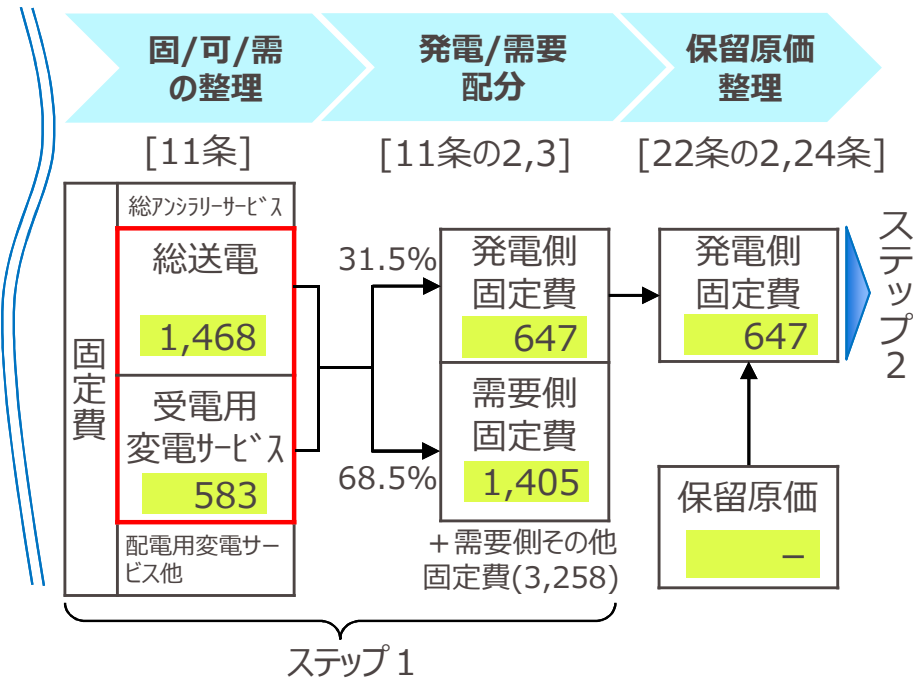
※単位は億円、規制期間のうち、2024～2027年度の4年平均、端数処理の関係で合計等が一致しない場合がある。



(参考) 発電側原価・発電側比率の算定結果

<発電側原価算定フロー>

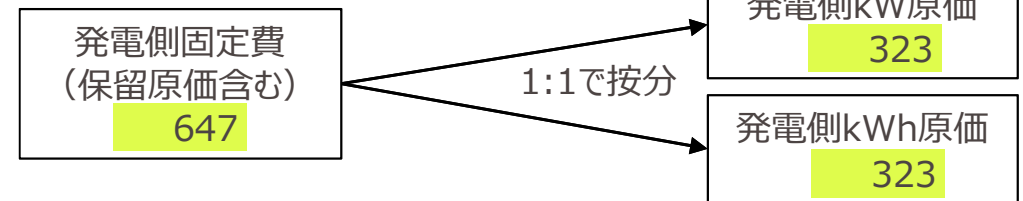
※単位は億円、規制期間のうち、2024～2027年度の4年平均、端数処理の関係で合計等が一致しない場合がある。



ステップ1 上位系統の固定費のうち、発電側原価を算出

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{固定費} & \begin{array}{c} \text{総送電} \\ \text{受電用変電サービス} \end{array} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{① 発電側の延契約電力}}{\text{② 発電側の延契約電力} + \text{需要側の延契約電力}} = \text{発電側固定費}$$

ステップ2 発電側原価を1:1で按分し、kW原価・kWh原価を算出



<算定諸元・発電側比率 (ステップ1で使用)>

※算定諸元は、規制期間のうち、2024～2027年度の4年平均。

発電側の延契約電力		需要側の延契約電力 (10 ³ kW)	発電側比率 (%)
① (10 ³ kW)	② (10 ³ kW)		
391,958	473,291	769,665	31.5

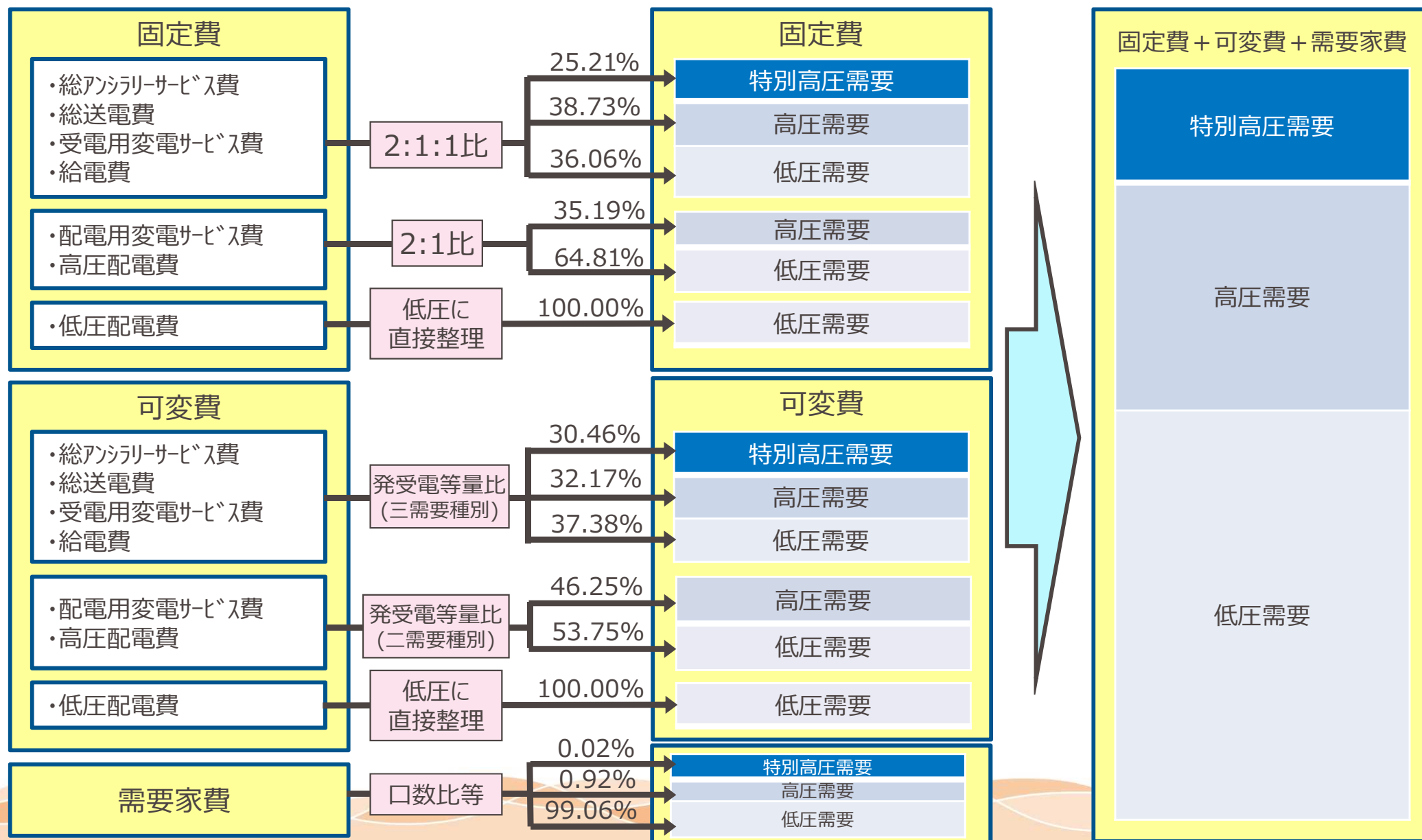
- ・発電側の延契約電力①は、料金算定規則に基づき、供給区域内の発電量調整供給契約等に係る発電側の契約電力から当該同一地点の接続供給契約等に係る需要側の契約電力を差し引いた値を合計して得た値に相当する値から、2024年3月31日までに認定を受けている（入札制度における落札者の決定を受けたものを含む）FIT・FIP（設備上利用できる電力の最大値が10kW未満であるものを除く）に係る発電側の延契約電力に相当する値および設備上利用できる電力の最大値が10kW未満である発電側の延契約電力に相当する値を差し引いた値
- ・発電側の延契約電力②は、料金算定規則に基づき、供給区域内の発電量調整供給契約等に係る発電側の契約電力から当該同一地点の接続供給契約等に係る需要側の契約電力を差し引いた値を合計して得た値に相当する値から、設備上利用できる電力の最大値が10kW未満である発電側の延契約電力に相当する値を差し引いた値
- ・需要側の延契約電力は、料金算定規則に基づき、接続供給契約または最終保障供給契約に係る月ごとの契約電力を合計して得た値

(参考) 需要側・電圧別配分イメージ

10

- 固定費・可変費・需要家費に整理された収入の見通しについては、料金算定規則に記載の配分ルールに基づく各諸元により特別高圧・高圧・低圧へ配分しています。

※端数処理の関係で合計等が一致しない場合がある。



(参考) 需要側・2:1:1比率の算定結果

11

<算定諸元>

※算定諸元は、規制期間（2023～2027年度）の5年平均。

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電等量 (10 ⁶ kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧	6,763	6,644	5,785	43,333
高 圧	11,820	11,743	9,842	45,764
低 圧	10,457	8,784	9,317	53,181
合 計	29,040	27,171	24,944	142,278

<各諸元の需要種別毎のウエイトおよび2:1:1比>

	最大電力	尖頭時責任電力		発受電等量	2:1:1比
		夏期	冬期		
特別高圧	23.2898 %	24.4524 %	23.1912 %	30.4566 %	25.2145 %
高 圧	40.7023 %	43.2179 %	39.4578 %	32.1650 %	38.7269 %
低 圧	36.0079 %	32.3297 %	37.3510 %	37.3784 %	36.0586 %
合 計	100.0000 %	100.0000 %	100.0000 %	100.0000 %	100.0000 %

<2:1:1比の算定例（低圧の場合）>

低圧の2:1:1比 [%]

$$\begin{aligned}
 &= (\text{最大電力比} \times 2 + \text{発受電等量比} \times 1 + \text{夏期尖頭時責任電力比} \times 0.5 + \text{冬期尖頭時責任電力比} \times 0.5) / 4 \\
 &= (36.0079\% \times 2 + 37.3784\% \times 1 + 32.3297\% \times 0.5 + 37.3510\% \times 0.5) / 4 \\
 &= 36.0586\%
 \end{aligned}$$

(参考) 需要側・2:1比率の算定結果

12

<算定諸元>

※算定諸元は、規制期間（2023～2027年度）の5年平均。

	延契約電力 (10 ³ kW)	発電電等量 (10 ⁶ kWh)
高 圧	201,982	45,764
低 圧	478,959	53,181
合 計	680,941	98,945

<各諸元の需要種別毎のウェイトおよび2:1比>

	延契約電力	発電電等量
高 圧	29.6622 %	46.2517 %
低 圧	70.3378 %	53.7483 %
合 計	100.0000 %	100.0000 %

2:1比
35.1920 %
64.8080 %
100.0000 %

<2:1比の算定例（低圧の場合）>

低圧の2:1比 [%]

$$= (\text{延契約電力比} \times 2 + \text{発電電等量比} \times 1) / 3$$

$$= (70.3378 \% \times 2 + 53.7483 \% \times 1) / 3$$

$$= 64.8080 \%$$

■ 系統連系受電サービス料金

※単価は、消費税等相当額を含む。

	単位	申請単価
基本料金	1kW	97円98銭
電力量料金	1kWh	32銭

■ 系統設備効率化割引 A

(a) 受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

※単価は、消費税等相当額を含む。

		単位	申請単価
割引区分	A-1	1kW	32円19銭
	A-2	1kW	5円78銭
	A-3	1kW	2円89銭

(b) (a)以外の場合

※単価は、消費税等相当額を含む。

		単位	申請単価
割引区分	A-1	1kW	32円19銭
	A-2	1kW	11円55銭
	A-3	1kW	5円78銭

■ 系統設備効率化割引 B

※単価は、消費税等相当額を含む。

		単位	申請単価
割引区分	B-1	1kW	60円35銭
	B-2	1kW	21円92銭

(参考) 料金単価表・需要側 (低圧電灯)

14

■低圧 接続送電サービス料金 (電灯)

※単価は、消費税等相当額を含む。

				単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
電灯定額 接続送電 サービス	電灯料金	10Wまで		1灯	34円56銭	32円95銭	▲1円61銭
		10Wをこえ20Wまで		1灯	69円12銭	65円88銭	▲3円24銭
		20Wをこえ40Wまで		1灯	138円26銭	131円76銭	▲6円50銭
		40Wをこえ60Wまで		1灯	207円38銭	197円64銭	▲9円74銭
		60Wをこえ100Wまで		1灯	345円64銭	329円41銭	▲16円23銭
		100Wをこえる100Wまでごとに		1灯	345円64銭	329円41銭	▲16円23銭
	小型機器 料金	50VAまで		1機器	103円24銭	98円38銭	▲4円86銭
		50VAをこえ100VAまで		1機器	206円47銭	196円78銭	▲9円69銭
		100VAをこえる100VAまでごとに		1機器	206円47銭	196円78銭	▲9円69銭
電灯標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	290円40銭	290円40銭	±0銭
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	96円80銭	96円80銭	±0銭
		主開閉器 契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	240円90銭	240円90銭	±0銭
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	80円30銭	80円30銭	±0銭
	電力量料金			1kWh	8円07銭	7円62銭	▲45銭
電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	290円40銭	290円40銭	±0銭
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	96円80銭	96円80銭	±0銭
		主開閉器 契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	240円90銭	240円90銭	±0銭
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	80円30銭	80円30銭	±0銭
	電力量料金		昼間時間	1kWh	8円65銭	8円13銭	▲52銭
			夜間時間	1kWh	7円44銭	7円07銭	▲37銭
電灯従量接続送電サービス				1kWh	12円85銭	12円39銭	▲46銭

■ 低圧 接続送電サービス料金（動力）

※単価は、消費税等相当額を含む。

				単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
動力標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約		1kW	460円90銭	460円90銭	±0銭
		主開閉器契約		1kW	378円40銭	378円40銭	±0銭
	電力量料金		1kWh	5円13銭	4円69銭	▲44銭	
動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約		1kW	460円90銭	460円90銭	±0銭
		主開閉器契約		1kW	378円40銭	378円40銭	±0銭
	電力量料金		昼間時間	1kWh	5円47銭	4円97銭	▲50銭
			夜間時間	1kWh	4円75銭	4円37銭	▲38銭
動力従量接続送電サービス				1kWh	12円69銭	12円24銭	▲45銭

(参考) 料金単価表・需要側 (高圧・特別高圧)

16

■ 高圧・特別高圧 接続送電サービス料金

※単価は、消費税等相当額を含む。

					単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金			1kW	663円30銭	663円30銭	±0銭
		電力量料金			1kWh	2円86銭	2円29銭	▲57銭
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金			1kW	663円30銭	663円30銭	±0銭
		電力量料金	昼間時間	1kWh	3円10銭	2円45銭	▲65銭	
			夜間時間	1kWh	2円62銭	2円09銭	▲53銭	
	高圧従量接続送電サービス				1kWh	13円74銭	13円17銭	▲57銭
	ピークシフト割引				1kW	397円10銭	397円10銭	±0銭
特別高圧	特別高圧 標準 接続送電 サービス	基本料金			1kW	440円00銭	440円00銭	±0銭
		電力量料金			1kWh	1円24銭	84銭	▲40銭
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金			1kW	440円00銭	440円00銭	±0銭
		電力量料金	昼間時間	1kWh	1円31銭	86銭	▲45銭	
			夜間時間	1kWh	1円17銭	81銭	▲36銭	
	特別高圧従量接続送電サービス				1kWh	8円44銭	8円05銭	▲39銭
	ピークシフト割引				1kW	264円00銭	264円00銭	±0銭

(参考) 料金単価表・需要側 (低圧臨時)

17

■ 低圧 臨時接続送電サービス料金

※単価は、消費税等相当額を含む。

			単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
電灯 臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで		1送電サービス 1日につき	3円07銭	2円92銭	▲15銭
	50VAをこえ100VAまで			6円13銭	5円84銭	▲29銭
	100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに			6円13銭	5円84銭	▲29銭
	500VAをこえ1kVAまで			61円28銭	58円40銭	▲2円88銭
	1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに			61円28銭	58円40銭	▲2円88銭
電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	最初の6kVAまで	1送電サービス	電灯標準接続 送電サービス (主開閉器契 約)の料金率を 10%割増しし たもの	電灯標準接続 送電サービス (主開閉器契 約)の料金率を 10%割増しし たもの	—
		6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA			
	電力量料金		1kWh	8円88銭	8円38銭	▲50銭
動力臨時定額接続送電サービス			1kW 1日につき	82円59銭	77円81銭	▲4円78銭
動力臨時 接続送電 サービス	基本料金		1kW	動力標準接続 送電サービス (主開閉器契 約)の料金率を 20%割増しし たもの	動力標準接続 送電サービス (主開閉器契 約)の料金率を 20%割増しし たもの	—
	電力量料金		1kWh	6円15銭	5円62銭	▲53銭

■ 高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金

※単価は、消費税等相当額を含む。

		単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続 送電サービスの 料金率を 20%割増しし たもの	高圧標準接続 送電サービスの 料金率を 20%割増しし たもの	—
	電力量料金	1kWh	3円43銭	2円75銭	▲68銭
特別高圧 臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準 接続送電サー ビスの料金率 を20%割増し したもの	特別高圧標準 接続送電サー ビスの料金率 を20%割増し したもの	—
	電力量料金	1kWh	1円50銭	1円00銭	▲50銭

■ 高圧・特別高圧 予備送電サービス料金

※単価は、消費税等相当額を含む。

		単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
高 圧	予備送電サービスA	1kW	96円80銭	96円80銭	±0銭
	予備送電サービスB	1kW	185円90銭	185円90銭	±0銭
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	77円00銭	77円00銭	±0銭
	予備送電サービスB	1kW	116円60銭	116円60銭	±0銭

約款別表2 系統設備効率化割引の対象変電所等

■ 系統設備効率化割引 A

割引区分	割引対象変電所等	箇所数
A - 1	信貴変電所	1
A - 2	西京都変電所, 南京都変電所, 新生駒変電所, 紀の川変電所, 金剛変電所, 御坊変電所, 淀川変電所, 東大阪変電所, 下穂積変電所, 湖南変電所, 洛南変電所, 枚方変電所, 新寝屋川変電所, 南河内変電所, 南大阪変電所, 北葛城変電所, 喜撰山開閉所, 東大和開閉所, 東近江開閉所, 紀北変換所, 鳴門変電所 (四国電力送配電株式会社)	21
A - 3	北摂変電所, 猪名川変電所, 新綾部変電所, 嶺南変電所, 能勢変電所, 奥多々良木変電所, 伊丹変電所, 北大阪変電所, 東播変電所, 西神戸変電所, 北豊中変電所, 小曾根変電所, 湖東変電所, 西大阪変電所, 甲賀変電所, 栗東変電所, 泉南変電所, 泉北変電所, 海南港変電所, 多奈川変電所, 西淡変電所, 京北開閉所, 山崎開閉所, 大河内開閉所	24

※割引 A : 割引なし (24箇所) を含む基幹系統変電所等の合計数70箇所。

(参考) 系統設備効率化割引における割引対象変電所等(2)

20

■ 系統設備効率化割引 B

割引区分	割引対象変電所等	箇所数
B - 1	有馬変電所, 城見変電所, 松ヶ丘変電所, 真上町変電所, 阿武野変電所, 水無瀬変電所, 富田変電所, 上牧変電所, 高槻変電所, 芥川変電所, 東天川変電所, 西天川変電所, 五百住変電所, 如是変電所, 茨木変電所, 春日変電所, 下穂積変電所, 南茨木変電所, 山田変電所, 千里丘変電所, 小野原変電所, 西宿変電所, 上新田変電所, 稲変電所, 桜ヶ丘変電所, 洪谷変電所, 箕面変電所, 石橋変電所, 刀根山変電所, 北豊中変電所, 池田変電所, 熊野変電所, 長興寺変電所, 佐井寺変電所, 岸部変電所, 山手町変電所, 西千里変電所, 楠葉変電所, 招提変電所, 牧野変電所, 田口変電所, 長尾変電所, 長尾元町変電所, 津田変電所, 中宮変電所, 洞ヶ峠変電所, 郡津東変電所, 禁野変電所, 南枚方変電所, 中振変電所, 茄子作変電所, 唐崎変電所, 光善寺変電所, 目垣変電所, 真砂変電所, 沢良宜変電所, 鳥飼変電所, 正雀変電所, 味生変電所, 香里変電所, 三井変電所, 豊野変電所, 下池田変電所, 平池変電所, 交野変電所, 星田変電所, 寝屋川変電所, 四条畷変電所, 砂変電所, 神田変電所, 大庭変電所, 大和田変電所, 藤田変電所, 浜町変電所, 八雲変電所, 守口変電所, 速見変電所, 寺方変電所, 旭東変電所, 島頭変電所, 北島橋変電所, 茨田変電所, 茨田浜変電所, 末広変電所, 瑞光変電所, 小松変電所, 吹田変電所, 野崎変電所, 大東変電所, 中垣内変電所, 豊里町変電所, 豊津変電所, 浜変電所, 南金田変電所, 豊南変電所, 西三国変電所, 淡路町変電所, 東淀川変電所, 木川変電所, 三国変電所, 服部変電所, 庄内変電所, 三津屋変電所, 十三変電所, 長柄変電所, 西扇町変電所, 北野変電所, 大仁変電所, 福島変電所, 曽根崎変電所, 扇町変電所, 空心町変電所, 天満橋変電所, 北浜変電所, 船場変電所, 久宝寺変電所, 亀甲町変電所, 大開町変電所, 備後町変電所, 農人橋変電所, 赤川変電所, 生江町変電所, 森小路変電所, 関目変電所, 放出変電所, 都島変電所, 野江変電所, 新喜島変電所, 中本変電所, 今津町変電所, 御幣島変電所, 姫島変電所, 福変電所, 新大岩変電所, 加納変電所, 鴻池変電所, 石切変電所, 下島変電所, 枚岡変電所, 桜町変電所, 三宅変電所, 田井城変電所, 藤井寺変電所, 道明寺変電所, 中村変電所, 津久野変電所, 深井変電所, 西浦変電所, 福田変電所, 八田変電所, 北野田変電所, 高石変電所, 喜志変電所, 信太変電所, 深阪変電所, 菱木変電所, 新狭山変電所, 府中変電所, 黒鳥変電所, 光明池変電所, 富田林変電所, 泉ヶ丘変電所, 錦織変電所, 汐ノ宮変電所, 滝谷変電所, 唐国変電所, 岸和田変電所, 田治米変電所, 梅変電所, 蛸地蔵変電所, 長野変電所, 三日市変電所, 桂変電所, 上里変電所, 長岡変電所, 大山崎変電所, 久我変電所, 双ヶ岡変電所, 嵯峨変電所, 太秦変電所, 西院変電所, 太子道変電所, 朱雀野変電所, 白梅町変電所, 北衣手変電所, 堀川変電所, 島原変電所, 西京極変電所, 東寺変電所, 大仏変電所, 三条変電所, 下京変電所, 吉祥院変電所, 七条変電所, 向日町変電所, 神足変電所, 醍醐変電所, 山科変電所, 西山科変電所, 大塚変電所, 新山科変電所, 木津変電所, 多田変電所, 川西変電所, 中山寺変電所, 山本変電所, 久代変電所, 宝塚変電所, 安倉変電所, 仁川変電所, 昆陽変電所, 千僧変電所, 東伊丹変電所, 稲野変電所, 椎堂変電所, 塚口変電所, 神崎変電所, 潮江変電所, 杭瀬変電所, 名神町変電所, 立花変電所, 尼崎変電所, 前浜変電所, 北鳴尾変電所, 北立花変電所, 武庫変電所, 甲東園変電所, 広田変電所, 中須佐変電所, 西宮変電所, 津門変電所, 香炉園変電所, 夙川変電所, 岩園変電所, 芦屋変電所, 深江変電所, 本山変電所, 甲南変電所, 魚崎変電所, 六甲アイランド変電所, 御影変電所, 新在家変電所, 篠原変電所, 上筒井変電所, 葺合変電所, 神戸港変電所, 三宮変電所, 元町変電所, 新開地変電所, 和田変電所, 秋篠変電所, 登美ヶ丘変電所, 東生駒変電所, 堅田変電所, 阪本変電所, 守山変電所, 駒井沢変電所, 皇子山変電所, 草津変電所, 矢橋変電所, 野路変電所, 瀬田変電所, 木村橋変電所, 野口変電所, 別府変電所	265

(参考) 系統設備効率化割引における割引対象変電所等(3)

21

■ 系統設備効率化割引 B

割引区分	割引対象変電所等	箇所数
B-2	上本町変電所, 岡町変電所, 江戸堀変電所, 中之島変電所, 真田山変電所, 信濃橋変電所, 立売堀変電所, 波除変電所, 四貫島変電所, 北港変電所, 舞洲変電所, 市岡変電所, 本田変電所, 築港変電所, 泉尾変電所, 鶴町変電所, 南恩加島変電所, 諏訪変電所, 鶴橋変電所, 中川町変電所, 猪飼野変電所, 今里変電所, 佃変電所, 河内変電所, 稲田変電所, 春宮変電所, 三休橋変電所, 道頓堀変電所, 西堤変電所, 高井田変電所, 荒本変電所, 意岐部変電所, 千日前変電所, 高津変電所, 永和変電所, 湊町変電所, 足代変電所, 難波変電所, 桃谷変電所, 下寺町変電所, 芦原橋変電所, 花園変電所, 俊徳変電所, 小坂変電所, 布施変電所, 瓢箪山変電所, 津守変電所, 萩之茶屋変電所, 田島変電所, 天王寺変電所, 長瀬変電所, 友井変電所, 阿倍野変電所, 今宮変電所, 百済変電所, 巽変電所, 美草園変電所, 正覚寺変電所, 小畑変電所, 西八尾変電所, 緑ヶ丘変電所, 上尾町変電所, 玉出変電所, 帝塚山変電所, 南港変電所, 敷津変電所, 平野変電所, 山坂変電所, 中野変電所, 粉浜変電所, 加美変電所, 東郷変電所, 鷹合町変電所, 加賀屋変電所, 竜華変電所, 刑部変電所, 上住吉変電所, 老原変電所, 八尾変電所, 住之江変電所, 長吉変電所, 苅田変電所, 我孫子変電所, 瓜破変電所, 錦綾変電所, 川辺変電所, 堅下変電所, 弓削変電所, 三宝変電所, 東堺変電所, 大小路変電所, 長曽根変電所, 天美変電所, 竜神変電所, 松原変電所, 高鷲変電所, 土師ノ里変電所, 金岡変電所, 旭ヶ丘変電所, 石津川変電所, 恵我之荘変電所, 梅町変電所, 金田変電所, 浜寺変電所, 美原変電所, 鳳変電所, 大野芝変電所, 泉北港変電所, 日置荘変電所, 福泉変電所, 助松変電所, 泉大津変電所, 荒木変電所, 土生変電所, 貝塚変電所, 二色浜変電所, 見出川変電所, 佐野変電所, りんくタウン変電所, 鶴原変電所, 羽倉崎変電所, 尾崎変電所, 上中町変電所, 南川町変電所, 小浜変電所, 高浜変電所, 白鳥変電所, 中舞鶴変電所, 弥栄町変電所, 間人変電所, 峰山変電所, 岩滝変電所, 波路変電所, 東舞鶴変電所, 岩井変電所, 綾部変電所, 馬堀変電所, 大原野変電所, 大宮変電所, 西賀茂変電所, 上賀茂変電所, 田中変電所, 室町変電所, 松ヶ崎変電所, 山端変電所, 中京変電所, 竹間変電所, 上鳥羽変電所, 蹴上変電所, 河原町変電所, 寺町変電所, 祇園変電所, 有隣変電所, 勧進橋変電所, 清井町変電所, 錦変電所, 淀変電所, 丹波橋変電所, 伏見変電所, 下鳥羽変電所, 木幡変電所, 小倉変電所, 菟道変電所, 稲荷変電所, 深草変電所, 枇杷庄変電所, 市辺変電所, 大久保変電所, 久御山変電所, 岩田変電所, 男山変電所, 久世変電所, 久津川変電所, 松井変電所, 篠山変電所, 丹南変電所, ゆりのき台変電所, 弥生が丘変電所, 鹿の子台変電所, 藤原台変電所, 口酒井変電所, 園田変電所, 南尼崎変電所, 南灘変電所, 旭変電所, ポート南変電所, ポートアイランド変電所, 中山手変電所, 楠橋変電所, 有馬道変電所, 丸山変電所(兵庫県神戸市), 会陽変電所, 菅原変電所, 長田変電所, 千歳町変電所, 鷹取変電所, 須磨変電所, 神戸変電所, 箕谷変電所, 鈴蘭台変電所, 高塚山変電所, 櫻野台変電所, 白川変電所, 落合変電所(兵庫県神戸市), 名谷変電所, 垂水変電所, 舞子変電所, 歌敷山変電所, 大蔵谷変電所, 有瀬変電所, 太寺変電所, 南明石変電所, 西明石変電所, 明石変電所, 西大久保変電所, 江井島変電所, 土山変電所, 奈良変電所, 高天町変電所, 平城変電所, 南生駒変電所, 学園前変電所, 富雄変電所, 菅原町変電所, 六条西変電所, 京終変電所, 北之庄変電所, 昭和変電所, 二階堂変電所, 丹波市変電所, 王寺変電所, 真美ヶ丘変電所, 市場変電所, 高田変電所, 西樫原変電所, 樫原変電所, 田原本変電所, 千代変電所, 桜井変電所, 畝傍変電所, 栄和町変電所, 下田変電所, 川合変電所, 川原樋川変電所, 草野川変電所, 高月町変電所, 新長浜変電所, 長浜変電所, 彦根変電所, 芹川変電所, 八幡変電所, 近江河西変電所, 祇王変電所, 浜大津変電所, 大津変電所, 新草津変電所, 膳所変電所, 松江変電所, 北島変電所, 和歌山変電所, 貝柄町変電所, 宮変電所, 城北橋変電所, 湊変電所, 手平変電所, 堀止変電所, 海南変電所, 甲斐川変電所, 田辺変電所, 新宮変電所, 浜坂変電所, 城崎変電所, 八鹿変電所, 中瀬変電所, 城北変電所, 城西変電所, 総社変電所, 宮西変電所, 東延末変電所, 城南変電所, 手柄変電所, 飾磨港変電所, 高畑変電所, 一色変電所, 矢田川変電所	285

※割引B：割引なし(308箇所)を含む変電所等の合計数858箇所。

(参考) 系統設備効率化割引における割引区分検索について

22

- 当社は、発電側課金の制度開始に合わせて、発電側課金における系統設備効率化割引の対象地域を検索できるシステムを開発中です。
- 以下のとおり、マップや住所から検索できるツールを制度開始(2024年4月1日)までに、当社HPにおいて掲載予定です。

※以下は開発中のイメージ。

<マップと住所による検索>

